

二本松市違反広告物除却活動要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項及び福島県屋外広告物条例（昭和61年福島県条例第23号。以下「条例」という。）第27条の2の規定により、市が行うこととされている法又は条例に違反している簡易広告物の除却を団体に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「違反広告物」とは、法第7条第4項の規定により除却することができるとされるはり紙で、条例第4条の規定に違反して表示されているものをいう。

2 この要綱において「簡易除却」とは、法第7条第4項の規定による違反広告物の除却活動をいう。

(違反広告物除却団体)

第3条 市長は、市内で犯罪防止のための巡視及び街頭啓発を行っている団体のうち、適当と認める団体（以下「活動団体」という。）に、違反広告物の除却を委任する。

2 前項の委任の期間は、2年間とする。ただし、市長が適当と認める場合は、これを更新することができる。

3 市長は、活動団体に違反広告物の除却を委任するときは、次条に定める簡易除却を行う権限を委任する旨の協定を締結するものとする。

4 活動団体は、無報酬により簡易除却を行うものとする。

5 活動団体の構成員（以下「活動員」という。）は、この要綱に規定する活動により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任する権限)

第4条 市長は、前条第1項に定める活動団体に対し、次に掲げるものにはり付けられている違反広告物の簡易除却を行う権限を委任する。

- (1) 電力柱、電信電話柱及び街路灯柱
- (2) 橋梁、トンネル及び分離帯
- (3) 街路樹
- (4) 交通信号機、道路標識、道路上の防護柵及び駒止め

(5) 消火栓

(6) 郵便ポスト、電話ボックス（設備の外面に限る。）及び路上変圧器

（活動団体の義務等）

第5条 活動団体は、前条に規定する権限を行使するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 除却活動は、活動員2人以上で行うこと。

(2) それぞれの団体で指定された制服、腕章等を着用すること。

(3) 関係法令及びこの要綱に従うとともに、市長の指示に従うこと。

2 活動団体は、違反広告物を掲出した者との争い等、簡易除却において問題が生じた場合は、原則として現場での処理を行わず、直ちに市長に連絡しなければならない。

（実績報告）

第6条 活動団体の代表者は、簡易除却を行ったときは、違反広告物除却実績報告書（別記様式）により、翌月5日までに市長に報告するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の二本松市違反広告物除却活動要綱（平成17年二本松市告示第71号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年告示第52号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。